三　無害化処理の用に供する施設の種類
　ポリ塩化ビフェニル汚染物の洗浄施設
四　無害化処理の用に供する施設において処理する産業廃棄物の種類
　ポリ塩化ビフェニル汚染物のうち、電気機器又はＯＦケーブル（ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又はＯＦケーブルを除く。）に使用された絶縁油であって、微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたものが塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったもの
五　申請年月日
　平成二十八年十月十一日
六　縦覧場所
　イ　環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課
　ロ　東北地方環境事務所廃棄物・リサイクル対策課
　ハ　関東地方環境事務所廃棄物・リサイクル対策課
　ニ　九州地方環境事務所廃棄物・リサイクル対策課
　ホ　宮城県環境生活部循環型社会推進課
　ヘ　仙台市環境局廃棄物事業部廃棄物指導課
　ト　茨城県生活環境部廃棄物対策課
　チ　東海村村民生活部防災原子力安全課
　リ　白方コミュニティセンター
　ヌ　神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課
　ル　神奈川県横須賀三浦地域県政総合センター環境部
　ヲ　横須賀市資源循環部廃棄物対策課
　ワ　沖縄県環境部環境整備課
　カ　浦添市市民部環境保全課
　ヨ　与那原町生活環境安全課
　タ　大見武集落センター
　レ　八重瀬町住民環境課

○東北地方整備局告示第二百五十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十二月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月一日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
山形県最上郡戸沢村大字蔵岡字矢筈二六一六番二から同村大字蔵岡字蔵岡一三二番まで	前	二八・二〇～五九・二八メートル（キロメートル〇・四四三）
	後	一九・三一～三六・六五メートル（キロメートル〇・四二二）

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

○東北地方整備局告示第二百五十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十二月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月一日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
福島県相馬郡新地町大字福田字柳原一四八番一から同町大字埒木崎字十三奉行三番まで	前	一八・四一～二四・一六メートル（キロメートル〇・〇六〇〇）
	後	一三・〇四～二三・七六メートル（キロメートル〇・〇六〇〇）

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局磐城国道事務所

○東北地方整備局告示第二百五十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十二月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月一日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
六号	福島県相馬郡新地町大字福田字柳原一四八番一から同町大字埒木崎字十三奉行三番まで	東北地方整備局及び同局磐城国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年十二月一日

○中部地方整備局告示第百二十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十二月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月一日

中部地方整備局長　塚原　浩一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
島田市野田字鎌研一六〇一番一から同市野田字薊ケ谷一五七六番一まで	前	三九・五〇～五五・〇〇メートル（キロメートル〇・一二九）
	後	四六・〇〇～五七・〇〇メートル（キロメートル〇・一二九）

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局浜松河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第百五十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十二月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月一日

近畿地方整備局長　池田　豊人

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
福知山市字野花小字小田前八三七番一から同市字野花小字小田前八三八番三まで	前	二〇・四六～二二・一二メートル（キロメートル〇・〇四六）
	後	二〇・四六～二二・一二メートル（キロメートル〇・〇四六）

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局福知山河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第百五十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十二月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月一日

近畿地方整備局長　池田　豊人

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
九号	福知山市字野花小字柿楊枝八二七番三から同市字野花小字小田前八三八番三地先まで	近畿地方整備局及び同局福知山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年十二月一日